

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(休業日)</p> <p>第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始め休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(2) 夏季休業日 <u>7月21日</u>から8月31日まで</p> <p>(3) 冬季休業日 <u>12月24日</u>から<u>翌年1月6日</u>まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(5) 県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日</p> <p>(6) 臨時休業日 学年を通じて7日以内で校長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める日</p>	<p>(休業日)</p> <p>第19条の2 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始め休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(2) 夏季休業日 <u>7月16日</u>から8月31日まで</p> <p>(3) 冬季休業日 <u>12月26日</u>から<u>翌年1月4日</u>まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(5) 県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日</p> <p>(6) 臨時休業日 学年を通じて7日以内で校長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める日</p>

附 則 (令和X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。